

第 1 0 6 号議案

足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例の一部を改正する条例

足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館条例（平成 6 年足立区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区民がともにまちづくりについて学び、実践する拠点として広く区民に供するため」を「区民のまちづくり活動の拠点及び区民相互の交流の場として広く区民の利用に供し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として」に改める。

第 3 条第 1 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

（ 2 ） まちづくりに関すること。

（ 3 ） 区民相互の交流に関すること。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項第 2 号に規定するまちづくりとは、防災、環境の保全、地域の安全、保健及び福祉の増進、社会教育の推進など区民生活にかかわる様々な課題の解決に向けて、学び、考え、実践などを通して行う区民による地域づくりをいう。

第 4 条を次のように改める。

（施設）

第 4 条 記念館には、次の施設を設ける。

（ 1 ） 関原の森

(2) 会議室

(3) 談話室

第 5 条から第 1 1 条までを削り、第 1 2 条を第 1 9 条とし、第 4 条の次に次の 1 4 条を加える。

(無料公開)

第 5 条 関原の森及び談話室は、無料で公開する。ただし、これらの施設を独占して利用する場合は、次条第 1 項の承認を受けなければならない。

(利用の承認)

第 6 条 施設を利用しようとする者は、第 1 5 条第 1 項の規定により記念館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めたととき。

(利用料金の納入)

第 8 条 第 6 条第 1 項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ区

長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(転貸等の禁止)

第11条 利用者は、施設を転貸し、又はその利用権を譲渡してはならない。

(利用承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

(1) 第7条第1号又は第2号に該当するとき。

(2) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

(4) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、施設の利用を終了したときは、利用した設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用の承認を取り消され、又は利用を停止し、若しくは利用を制限されたときもまた同様とする。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、

若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 1 4 条 利用者は、施設の利用に際し、施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 1 5 条 記念館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第 1 6 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により記念館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 17 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が記念館の管理運営に必要と認める業務
- (管理の基準)

第 18 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び記念館の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、記念館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、記念館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第 8 条関係）

区分 施設名	昼間	夜間	全日
	午前 9 時～午後 5 時 30 分	午後 5 時 30 分 ～午後 9 時 30 分	午前 9 時～午後 9 時 30 分
関原の森	1 時間までごと に 700 円	1 時間までごと に 1,200 円	9,000 円
会議室 1	1 時間までごと に 500 円	1 時間までごと に 1,000 円	7,000 円
会議室 2			
談話室			

備考 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条までを削り、第12条を第19条とし、第4条の次に14条を加える改正規定のうち、第15条及び第16条の規定に係る部分については公布の日から、第8条の規定に係る部分については平成18年10月1日から施行する。

(提案理由)

関原の森・愛恵まちづくり記念館の施設の設置目的を明確化し、施設の利用を有料化した上で、その管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。